

《町田市からののお知らせ》

～確定申告書第二表の「住民税に関する事項」の記載について～

確定申告書第二表には、「住民税に関する事項」という欄があります。この欄は地方税法施行規則により所得税等と取扱いの異なる住民税独自の項目について申告していただくために設けられています。該当する方は漏れなく記載していただくようお願いします。

確定申告書の記載例

○ 配偶者や親族に関する事項 (20～23)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
①		配偶者	明・大 昭・平	障 特障	国外 年課	16 別居	納税
			明・大 昭・平・令	障 特障	年課	16 別居	納税

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付	都道府県・市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同基金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
②	円	③	円	④	円	⑤	円	⑥	円
⑦	円								

退職所得のある配偶者・親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	退職所得を除く所得金額	障害者	その他
⑧			明・大 昭・平		障 特障	納税 納税 ひとり親

事業税	非課税所得など	不動産所得から差し引いた 青色申告特別控除額	損益通算の特例適用前の 不動産所得	事業用資産の譲渡損失など	前年中の 開始・廃止 開始・廃止 月日	他都道府県の事務所等
⑨						

上記の配偶者・親族・事業専従者 のうち別居の者の氏名・住所	氏名	住所	所得税で控除対象配偶者 などとした専従者	氏名	給与 円	通 番号
⑩						

- 「申告者の合計所得が100万円を超える方で配偶者を扶養している場合」または「16歳未満の親族を扶養している場合」、控除の適用はありませんが、住民税の非課税判定に用いるため、配偶者または16歳未満の親族の氏名・個人番号等を記載してください。記載がない場合、原則被扶養者に含めることができません。
- 住民税には未上場株式の少額配当等の申告不要制度はありません。所得税等において確定申告不要制度を選択した未上場株式の少額配当等の金額を含めた配当所得の合計額を記載してください。
- 確定申告をする年分中に非居住者期間があった方で、所得税等において源泉分離課税の対象となった国内源泉所得金額がある場合に、当該金額を記載してください。
- 上場株式等に係る配当所得等について申告する場合には、支払いの際に特別徴収された住民税の額を記載してください。この欄に記載がない場合、住民税からの配当割額控除は受けることができません。
- 源泉徴収選択口座で保管している上場株式等に係る譲渡所得等について申告する場合には、株式等の譲渡の対価等の支払いの際に特別徴収された住民税の額を記載してください。この欄に記載がない場合、住民税からの株式等譲渡所得割額控除は受けることができません。
- 給与・公的年金等に係る所得以外（確定申告する年分の翌年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税について給与から差し引くことを希望する場合には「給与から差し引き」、納付書又は口座引き落とし等で自分で納付することを希望する場合には「自分で納付」に丸印を記載してください。
- ふるさと納税（都道府県・市区町村に対する寄附金）などについて、寄附先に応じて該当箇所に寄附金支払額を記載してください。この欄に記載がない場合、住民税からの寄附金税額控除は受けることができません。詳しい記載のしかた及び注意事項については次ページを参照してください。
- 令和4年中に退職所得（源泉徴収されたものに限ります。以下同じです。）のある配偶者又は親族等の退職所得を除いた合計所得金額が48万円以下になる場合には、住民税の配偶者（特別）控除、扶養控除等を受けることができます。令和5年中に退職所得のある配偶者又は扶養親族の氏名・個人番号・続柄・生年月日・令和5年分の退職所得を除いた合計所得金額等を記載してください。
- 別居している控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者について氏名、住所を記載してください。
- 所得税等において「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出せず、配偶者控除や扶養控除の対象とした方について、住民税では青色事業専従者として申告することができます。該当する青色事業専従者があられる場合には、その方の氏名と青色事業専従者給与の額を記載してください。

町田市にお住まいの方の⑧欄(寄附金税額控除)の記載のしかた

次の(A)から(D)の寄附金がある場合に、それぞれの合計寄附金額を該当箇所に記載してください。

- (A) 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税など)
- (B) 日本赤十字社東京都支部、東京都共同募金会に対する寄附金
- (C) 東京都が条例で指定した団体に対する寄附金
- (D) 町田市が条例で指定した団体に対する寄附金

- **災害義援金として日本赤十字社等の募金団体に寄附したものなど、最終的に被災地方団体や義援金配分委員会等に拠出されるものは地方団体に対する寄附金として取り扱われますので、「都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)」欄(A)に記載してください。**

例えば、災害義援金として日本赤十字社に寄附した金額を、「都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)」欄(A)に記載せず、誤って「共同募金、日赤その他の寄附」欄(B)に記入した場合には、寄附金税額控除が正しく計算されませんので、ご注意ください。

- (C)(D)について、東京都・町田市の両方が指定した寄附金がある場合は、その金額を両方の欄に算入してください。

なお、寄附先の団体が町田市が条例で指定した団体に該当するかを確認したい場合には、**町田市市民税課にお問い合わせください。**東京都が条例で指定した団体に該当するかを確認したい場合には、東京都主税局のホームページ等でご確認ください。

- ふるさと納税時に「ワンストップ特例制度」(*)を利用する申請を行っているにも関わらず、**確定申告書を提出した場合、申告の内容を問わず「ワンストップ特例制度」の適用ができなくなります。**

この場合、当欄を含めて確定申告書に記載したものに限り所得税及び復興特別所得税並びに住民税双方において寄附金に係る控除を受けることができます。すべての寄附金に係る控除を受けるためには、すべての寄附金を含めて確定申告する必要があります。

(*)ワンストップ特例制度:一定の要件を満たす場合に、ふるさと納税先に申請することにより、ふるさと納税に係る所得税等の寄附金控除相当額を含め住民税で寄附金税額控除を受けることができる制度です。

【次の①から⑦の団体に対して寄附金を支払った場合の記載例】

①町田市(ふるさと納税)	10,000円
②〇〇市(ふるさと納税)	50,000円
③日本赤十字社の東日本大震災義援金	30,000円
④日本赤十字社東京都支部(③を除く)	40,000円
⑤東京都共同募金会	75,000円
⑥公益財団法人▲▲(東京都が条例で指定)	15,000円
⑦認定NPO法人△△(東京都・町田市ともに条例で指定)	10,000円

(A) 「都道府県、市区町村」欄	→①から③が対象	①+②+③	=	90,000円
(B) 「住所地の共同募金会、日赤支部分」欄	→④と⑤が対象	④+⑤	=	115,000円
(C) 「条例指定分」の「都道府県」欄	→⑥と⑦が対象	⑥+⑦	=	25,000円
(D) 「条例指定分」の「市区町村」欄	→⑦が対象		=	10,000円

確定申告書第二表

都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
90,000 円	115,000 円	25,000 円	10,000 円
(A)	(B)	(C)	(D)

上記記載例は町田市に住んでいる方が対象です。他の市区町村にお住まいの方は異なる場合があります。